

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	財団法人大阪府保健医療財団	監査（検査） 実 施 年 月 日	委 員 平成24年12月7日
			事務局 平成24年11月5日から 平成24年11月6日まで
処理区分	指 摘 事 項	事務区分	出納その他の事務

指摘事項

財団法人大阪府保健医療財団が指定管理者として運営する中河内救命救急センターにおいて、診療報酬債権の計上が行われていないものがあつた。これらについては適切に未収入金を計上されたい。また、請求済みの未収入金もあわせて、将来の貸倒れによる損失に備えて、貸倒引当金の計上をされたい。

指摘事項の内容等

1 概要

- (1) 財団法人大阪府保健医療財団が指定管理者として運営する中河内救命救急センターでは、未収金のうち交通事故等により保険取扱いが未決定の場合等、請求額が確定できず、請求書が未発行になっているものがある。これについては、未収金を計上していない（平成24年3月末の概算額は20,649千円）。

平成23年度末の未請求診療報酬の概算額

未請求レセプト	金額
平成21年度以前診療分	653千円
平成22年度診療分	2,530千円
平成23年度診療分	17,465千円
合計	20,649千円

- (2) 未請求診療報酬とは別に、請求済みであるにも関わらず、回収ができていないものについては、督促状を送付しているが送付先不明等も発生している（平成24年3月末時点の督促額全額は7,417千円）。しかしながら、これらについて回収不能見積額に基づく貸倒引当金の計上を行っていない。

2 課題

診療報酬は、診療行為を行ったときに収益として計上することとされているため、当該請求書未発行分についても会計上は収益を計上すべきであり、その同額を債権として計上する必要がある。

また、請求済みの未収入金もあわせて、患者負担分の未収入金については、将来の貸倒れによる損失に備えて、回収不能額を見積もり貸倒引当金の計上をされたい。

[未収金について]

(参考)

公益法人会計基準

第2 貸借対照表

3 資産の貸借対照表額

(2) 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。